

平成30年夏の交通事故防止県民運動 7月20日(金)～7月31日(火)

「ヘルメット 自分を守る パートナー」

夏は、季節特有の解放感、暑さや行楽の疲労などによる交通事故の多発が懸念されます。
県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に、夏の交通事故防止県民運動を展開します。

歩行者(特に子どもと高齢者)の保護

- ◎横断歩道があるところでは減速し、歩行者がいる場合は一時停止しましょう。
- ◎日没30分前にはライトを点灯し、自車の存在を周囲に知らせましょう。
- ◎夜間、先行車や対向車がない場合は、ライトを上向きに切り替えましょう。
- ◎歩行者の方は、道路を横断する際は横断歩道を利用し、左右の安全を確認してから横断しましょう。



飲酒運転・スピード違反・疲労による運転等の防止

- ◎飲酒運転やスピードの出し過ぎ、信号無視などの危険な運転は、重大事故に直結します。
交通ルールを守り、安全運転を心がけてください。
- ◎疲労による運転は注意力が散漫になり思わぬ危険を招きます。ハンドルを握ったら運転に集中できるように、適宜休憩をとりましょう。
- ◎高齢者の自転車や歩行者を見かけたら、自転車や歩行者との間隔を十分にとり、スピードを落とし、思いやりのある運転をしましょう。



自転車の安全利用の推進

- ◎日頃から、家族で自転車は車両の仲間であることや、運転中のルールやマナーについて確認しましょう。
- ◎自転車の点検設備の励行、反射材用品の活用等で事故を防止するとともに、自転車保険へも加入しましょう。



飲酒運転根絶のための県下一斉広報日

7月20日(金)・7月27日(金)



〈実施機関等〉

常陸大宮市交通安全対策推進協議会・一般財団法人茨城県交通安全協会大宮地区交通安全協会・常陸大宮市交通安全母の会連絡協議会・大宮地区安全運転管理者連絡協議会・大宮警察署

問 本庁 安全まちづくり推進課安全まちづくり推進G ☎52-1111 内線114